

食品を生産・製造・流通・販売 される事業者の皆様へ

物流の効率化や品質管理・衛生管理の高度化への
対応を支援します！

融資

出資

債務保証

補助金

1. 支援を受けて実現できる取組の具体例

流通の効率化

- ☑ 段ボールのばら積みからパレット輸送に転換できる！
- ☑ 各産地の出荷量を予測して効率的なルートで集荷するためのシステムを構築できる！
- ☑ トラック輸送から鉄道・船舶輸送に切り替えて長距離輸送を効率化できる！
- ☑ トラック予約受付システムを構築してドライバーの待ち時間を減らせる！
- ☑ 共同輸送により輸送効率を高めることができる！

品質管理や衛生管理の高度化

- ☑ パレットや容器に電子タグを添付して温度管理や出荷管理ができる！
- ☑ 低温卸売場や冷蔵保管施設を整備してコールドチェーンを確保できる！

情報通信技術の利用

- ☑ AIやビッグデータを活用した需要予測で供給時期、供給先、供給量をマッチングできる！
- ☑ IoTを活用して効率的な物流システムを構築できる！
- ☑ ロボットを活用して荷役作業の負担を軽減できる！
- ☑ 電子タグを活用して受発注、在庫管理、決済を効率化できる！
- ☑ ブロックチェーン技術を活用して食品のトレーサビリティを確保できる！
- ☑ 画像解析技術を活用して個体格差の大きい生鮮食料品のインターネット通販・宅配事業を効率化できる！

国内外の需要への対応

- ☑ 単身世帯や高齢者世帯向けに生鮮食料品をカット・小分けして販売できる！
- ☑ 輸出の拠点となる物流施設を整備できる！

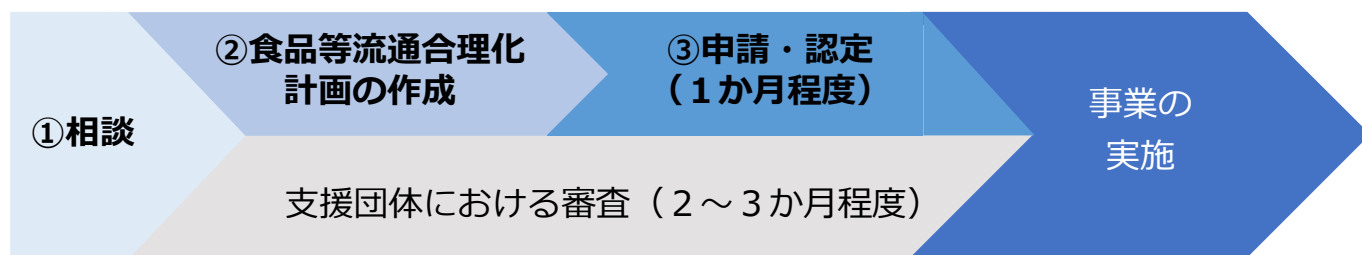
2. 支援の種類ごとの対象者と支援の内容

	対象者	支援の内容
融資	小売業者 加工・製造業者 外食業者 卸売業者 市場開設者 農林漁業者 注	食品の製造・販売施設、卸売市場施設、農林漁業用施設の取得等に必要な資金の貸付 ・ 貸付限度額：負担額の80%以内 ・ 償還期限：10年超25年以内 ・ 据置期間：3年以内 【日本政策金融公庫】
出資	小売業者 加工・製造業者 外食業者 卸売業者 市場開設者 農林漁業者 運送業者 IT事業者等	5年～7年間程度の期間にわたる出資と経営支援 ※ 現在、新規の出資相談の受付は行われておりません。 【農林漁業成長産業化支援機構】
債務保証		民間金融機関からの資金の借入等に対する債務保証 ・ 保証期間：設備資金20年以内（うち措置期間は3年以内） 運転資金5年以内（うち措置期間は1年以内） ・ 保証限度額：1事業者あたり4億円以下 ・ 保証範囲：90%以内 ・ 保証料率：年0.8%以内 【食品等流通合理化促進機構】
	認定事業者の 海外現地法人等 注	海外における借入に対する信用状の発行による債務保証 （スタンドバイクレジット） ・ 補償限度額：1法人あたり4億5千万円 【日本政策金融公庫】
補助金等	民間団体等	デジタル化・データ連携による効率的な食品流通モデルの構築等を支援 【農林水産省】
リース支援	食品流通業者の 組合及びその組合員等	食品流通の合理化を図るために必要な設備のリース料に係る利息の一部を軽減（冷蔵・冷凍車、冷蔵・冷凍庫、電動フォークリフト、情報処理システム等） 【食品等流通合理化促進機構】

注：日本政策金融公庫による融資、債務保証（スタンドバイクレジット）の対象は、以下の中小企業者です。

- 食品製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 食品卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 食品小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

3. 支援を受けるには事業計画の認定が必要です



① 相談

まずは、お気軽に農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課へご相談下さい。申請に向けてお手伝いします。(事業開始の2～3か月程度前にはご相談下さい。)

➤ 受けたい支援が決まっている場合は、支援団体に直接連絡することも可能です。

② 食品等流通合理化計画の作成

事業計画を策定する際には、以下の書類が必要です。

(1) 所定の申請書

【記載事項】

申請者の概要、事業の目標・内容・実施時期、事業の実施に必要な資金の額・調達方法、食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展・一般消費者の利益の増進に寄与する程度

(2) 添付書類※

直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書

※ 添付書類がない場合は当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類

③ 申請・認定

認定の要件は以下のとおりです。

- ・基本方針※に照らし適切なものであること。
 - ・確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ・農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。
- ※ 基本方針とは食品等流通法に基づき定められた「食品等の流通の合理化に関する基本方針」のことです。詳しくは、QRコードからご確認ください。

- 計画が認定された事業者には、毎年度国に実施状況を報告していただきます。
- 認定された計画については、事業者様の了解を得た上で農林水産省Webサイト等で公表させていただきます。

お問合せ先はこちら

■総合窓口

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 Tel. 03-3502-8267

【支援団体】

■融資・スタンバイクレジットについて

株式会社日本政策金融公庫（公庫） Tel. 0120-154-505

■出資について

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE） Tel. 03-6910-0742

■債務保証・緊急対策（リース支援）について

公益財団法人食品等流通合理化促進機構（食流機構） Tel. 03-5809-2176



↑
食品等の流通の
合理化に関する
情報はコチラ

▶ 申請様式の記載方法①（販売事業者の事例）

1 申請者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名： 株式会社〇〇
- ② 住所： 〇〇県×市□□1-2-3
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名： 〇〇〇〇
- ④ 連絡先（電話番号）： 1234-4567-8901
（FAX番号）： 1234-4567-8901
（メールアドレス）： 1234@〇〇.com
（担当者名）： 〇〇部△△役 ●●●●
- ⑤ 資本金の額又は出資の総額： 10百万円（令和4年3月31日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数： 10人（令和4年3月31日時点）
- ⑦ 業種：生鮮食料品小売業
- ⑧ 決算月：3月

1. 申請者の概要

共同申請者がいる場合には、行を増やして、全ての申請者に関する内容を記載してください。

2 食品等流通合理化事業の目標

食品等に対する消費者ニーズは年々多様化しており、いかにして消費者ニーズに合致した高品質な食品等を適切な価格で安定的、適期、迅速に供給を行うかが今後の需要拡大への大きな課題となっている。食品等販売事業者の取引等の情報システム化を図り、迅速な取引を促進する必要や、需要動向を見極め、消費者ニーズに合致した食品等を生産するために農林漁業者と食品等販売事業者が情報を共有する必要がある。

そこで、受発注システムの導入により顧客からの受注から発送までのリードタイムの短縮化を図り、従来の取引では最大3日間要していた配送時間を1日以上短縮し、少なくとも2日間以内に消費者へ鮮度の高い食品等を提供することが可能となる。

また、県内及び県内近隣の地元農林漁業者との取引量を増加させることで、地産地消、食の安全・安心といった消費者ニーズに合致した食品等を安定的に供給できるようにするため、地元農林漁業者との取引量、価格決定方法、取引期間等について覚書を締結し、安定的な取引関係を構築する。今回、トマトと豚肉の取引量については現在のトマト20t→24t、豚肉30t→36tと増大させることを目標とし、今後その他の品目についても取引量を増加させていくことで、農林水産物の販売量を事業期間内で10%以上増加させる。更に販売施設内において最新のショーケース及び低温保存倉庫の整備を併せて実施し、高鮮度維持による品質管理及び衛生管理の高度化、並びにそれに伴う廃棄率の低下（従前の15%削減）、省エネ化を図ることとしている。

2. 食品等流通合理化事業の目標

食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載してください。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

（1）食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- | | |
|--|---|
| ☐ 流通の効率化（イ） | ☒ 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ） |
| ☒ 情報通信技術その他の技術の利用（ハ） | ☒ 国内外の需要への対応（ニ） |
| ☐ その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ） | |

【品質管理及び衛生管理の高度化】

販売施設内において、従来の製品よりも庫内の冷気の流れ、温度のバラつきを改善する最新のショーケース、低温保存倉庫を導入することで多くの食品の鮮度管理が可能になるとともに、廃棄率の低下によって衛生管理の業務についても簡素化が図られる。これにより経費を削減しつつ、効率的な品質管理及び衛生管理の高度化を図る。

【情報通信技術その他の技術の利用】

食品等販売事業者においては、取引先との受発注について、これまではFAXを主体としていたが、発注を一括で行えるインターネット受発注システムを新たに導入することで、発注から配送までの時間が短縮されるとともに、自動化により受発注業務の生産性向上が図られる。

【国内外の需要への対応】

近隣の農林漁業者と、農林水産物（トマト、豚肉）の取引について「安定的取引に関する覚書」を結び、安定的な取引関係を構築することで、消費者ニーズに合致した地産地消、食の安全・安心の実現と併せて食品等を安定的に供給するとともに、流通の効率化を図る。

3. （1）食品等流通合理化事業の内容

食品等の流通の合理化に関する基本方針のうち該当する「講ずる措置の類型」にチェック（複数可）を入れた上で、具体的な取組の内容を記載してください。

【申請時のポイント！】

- どのような需要に対応するのか記載してあること（「安全・安心」という抽象的なものではなく、「顔の見える生産者からの調達」や「地場産食品の調達」など、詳細に記載）
- 施設の整備や生産者との提携等により、どのように流通の合理化・効率化が図られるか記載してあること（生産量〇%増加、廃棄量〇%削減、新たな配送エリアの拡大、取扱量〇%増加など）
- 単に施設を整備するだけではなく、生産から販売まで流通過程で途切れることなく流通の合理化や効率化が図られることを記載してあること

▶ 申請様式の記載方法②（販売事業者の事例）

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期
令和5年4月1日～令和10年3月31日

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要
(複数の場合は、それぞれについて記載する。)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：株式会社〇〇 □□販売店
- ② 所在地：□□県●●市△△1-2-3
- ③ 事業開始（開設）年月日：令和5年4月1日
- ④ 事業内容：生鮮食料品等の販売

3. (2) 食品等流通合理化事業の実施時期
食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載してください。

3. (4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

「施設等の種類」の欄は、施設、設備、土地、出資その他の食品等流通合理化事業の実施に必要な投資（運転資金を除く。）を記載してください。

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (㎡、台、一式等)	事業費 (千円)
㈱〇〇	R5	設備 (システム)	受発注システム一式	10,000
㈱〇〇	R5	設備	販売施設内機械設備等 冷蔵ショーケース〇台 低温保存倉庫 〇台	20,000
計				30,000

4. 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- ・「使途」の欄は3の(4)に記載した施設等の種類又は運転資金を記載してください。
- ・「調達方法」の欄は、該当する金融機関等について、以下のとおり記載してください。
- >「公庫」の欄は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の資金の金額を記載してください。
- >「支援機構」の欄は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は法第9条第2号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体からの出資又は資金の貸付けの金額を記載してください。また、支援機構又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体の名称を併記してください。
- >「その他の金融機関」の欄は、金融機関名を併記してください。
- >「その他」の欄は、補助金等の調達額についてそれぞれ調達先の名称及び金額の内訳を記載してください。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	使途	必要な資金の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)						
				公庫	支援 機構	その他の 金融機関	自己 資金	その 他	計	備考
R5	㈱〇〇	設備 (システム)	10,000	4,000		3,000 (●銀行)	3,000		10,000	
R5	㈱〇〇	設備	20,000	15,000		5,000 (△銀行)			20,000	
計			30,000	19,000		8,000	3,000		30,000	

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

本事業を通して、食品等販売事業者と近隣の農林漁業者が提携することにより地域における農林水産物の安定・継続的な取引と価格の安定が確保される。また小売段階で得られた消費者の情報を生産者サイドにフィードバックすることが可能となり、消費者ニーズに対応した生産により食品等の取引量の拡大が見込まれる。さらに、鮮度を保持した高品質の食品等は高価格帯での取引が可能となるため農林漁業者の収入向上に繋がる。

一般消費者に対しては、リードタイムの短縮化により、高品質の食品等の迅速な供給が可能となり、消費者の多様化したニーズに対応できるようになる。また、高品質で安全安心な食品の提供は消費者の食品等に対する満足度の向上に資する。

5. 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載してください。

▶ 報告書様式の記載方法①（販売事業者の事例）

別記様式第3号（第4条関係）

食品等流通合理化事業の実施状況報告書（令和▲年度）

令和○年○月○日

〇〇農政局長 殿

住 所 〇〇県××市□□1-2-3

名称及び 株式会社〇〇

代表者の氏名 〇〇〇〇

（個人の場合は氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた食品等流通合理化計画に従い実施している食品等流通合理化事業について、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条の規定に基づき、令和▲年度の実施状況を下記のとおり報告します。

表題及び本文中の報告年度については決算年度を記載してください。

1 食品等流通合理化事業の実施状況

	実施内容（設備投資の内容を含む。）
計 画	【品質管理及び衛生管理の高度化】 販売施設内において、従来の製品よりも庫内の冷気の流れ、温度のバラつきを改善する最新のショーケース、低温保存倉庫を導入することで多くの食品の鮮度管理が可能になるとともに、廃棄率の低下によって衛生管理の業務についても簡素化が図られる。これにより経費を削減しつつ、効率的な品質管理及び衛生管理の高度化を図る。 【情報通信技術その他の技術の利用】 食品等販売事業者においては、取引先との受発注について、これまではFAXを主体としていたが、発注を一括で行えるインターネット受発注システムを新たに導入することで、発注から配送までの時間が短縮されるとともに、自動化により受発注業務の生産性向上が図られる。 【国内外の需要への対応】 近隣の農林漁業者と、農林水産物（トマト、豚肉）の取引について「安定的取引に関する覚書」を結び、安定的な取引関係を構築することで、消費者ニーズに合致した地産地消、食の安全・安心の実現と併せて食品等を安定的に供給するとともに、流通の効率化を図る。 【設備投資①】 実施者：㈱〇〇 導入年度：R5 施設等の種類：設備（システム） 施設等の規模・能力等：受発注システム一式 事業費：10,000千円 【設備投資②】 実施者：㈱〇〇 導入年度：R5 施設等の種類：設備 施設等の規模・能力等：冷蔵ショーケース〇台、低温保存倉庫〇台 事業費：20,000千円
実 績	【品質管理及び衛生管理の高度化】 販売施設内において最新のショーケース、低温保存倉庫を導入することで、多くの食品の鮮度管理が可能になったとともに廃棄率の低下によって衛生管理の業務についても簡素化が図られた。これにより経費削減と効率的な品質管理及び衛生管理の高度化を実現した。 【情報通信技術その他の技術の利用】 発注を一括で行えるインターネット受発注システムを新たに導入することで、発注から配送までの時間が短縮された。また自動化により受発注業務の生産性が向上した。 【国内外の需要への対応】 近隣の農林漁業者と安定的な取引関係を構築した。トマトについては、台風等の影響により、目標としている取引量に達していない状況であるが、消費者ニーズに合致した地産地消、食の安全・安心の実現と、食品等の安定的な供給及び流通の効率化を図っている。 【設備投資①】 実施者：㈱〇〇 導入年月：R5年〇月 施設等の種類：設備（システム） 施設等の規模・能力等：受発注システム一式 事業費：9,500千円 【設備投資②】 実施者：㈱〇〇 導入年月：R5年〇月 施設等の種類：設備 施設等の規模・能力等：冷蔵ショーケース〇台、低温保存倉庫〇台 事業費：19,000千円

1 食品等流通合理化事業の実施状況
計画は申請書の3の（1）に記載した内容を記載してください。

1 食品等流通合理化事業の実施状況
実績は上記計画に対する実績を記載してください。

▶ 報告書様式の記載方法②（販売事業者の事例）

2 安定的な取引の状況

3年目及び5年目の事業年度終了後の報告時に、認定申請時の認定申請書に別記様式第1号別紙1又は別紙2を添付した方は記載してください。また、「その他」の欄には、認定申請時に記載した5年後の計画値及び伸び率を記載してください。

2 安定的な取引の状況

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	事業実施前	3年目	伸び率	事業実施前	3年目	伸び率	
トマト	20,000	18,000	▲10	10,000	9,000	▲10	取引量 24,000kg (20%) 取引額 12,000千円 (20%)
豚肉	30,000	33,000	10	30,000	33,000	10	取引量 36,000kg (20%) 取引額 36,000千円 (20%)
計	50,000	51,000	2	40,000	42,000	5	取引量 60,000kg (20%) 取引額 48,000千円 (20%)

3 計画と実績が異なる場合の理由

トマトについては、令和〇年〇月の台風の影響により契約農家の一部圃場において定植できなかったことから取引量及び取引額が事業実施前より減少している。次年度以降においては計画どおり定植し、5年目に向けて取引量及び取引額の目標伸び率を確保することとしたい。

豚肉については、低温保存倉庫を導入したことにより計画的に取引量を増加させることで取引額とともに増加している。次年度以降も引き続き5年目に向けて取引量及び取引額の目標伸び率を確保することとしたい。

豚肉については、ほぼ計画どおり目標伸び率を確保しているものの、トマトについては、台風災害により計画していた取引量を確保できなかった。ただし契約農家と次年度以降の生産状況等について意見交換したところ、当初計画の取引量を確保できる見込みであることから引き続き安定した取引関係を構築していくこととしたい。

3 計画と実績が異なる場合の理由

計画と実績が異なる場合にその理由を記載してください。また、3年目の事業年度終了後の報告時に最終目標値の半分に満たない場合、その要因及び是正方法について記載してください。

【報告時のポイント！】

- ・ 報告内容は支援団体へも照会の上、提出すること
- ・ 設備整備が計画どおりに行われたこと、事業計画に変更がないことを確認すること
- ・ 認定計画の目的、実施期間、事業実施場所、施設の内容又は建物の構造、事業費の増減、施設等の能力又は規模の増減などが発生する場合は、あらかじめ農林水産省認定担当者又は支援団体へ相談すること
- ・ 3年目の報告において最終目標値の半分に満たない場合は、4年目以降においてもその状況を詳細に整理して報告すること
- ・ 不測の事態（天候による不作、災害、疫病の蔓延等による生産停止、倒産・廃業・著しい経営悪化、経済情勢の急激な変化による事業縮小・撤退、提携先からの一方的な契約破棄等）により最終目標を達成できない状況等が発生した場合は、適宜農林水産省認定担当者又は支援団体へ相談すること